

第12章 用地・収用・管理

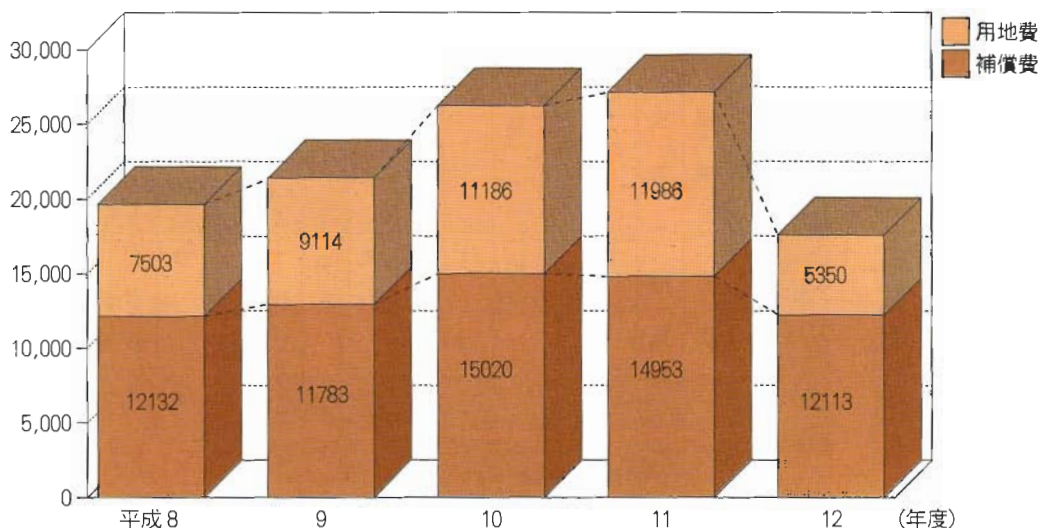
第1節 公共用地取得

土木部所管の公共事業を施行するため必要となる土地の取得に伴う損失補償に関する指導及び損失補償基準に関する事務を行っている。

1 用地補償費の推移

◆用地補償費の推移

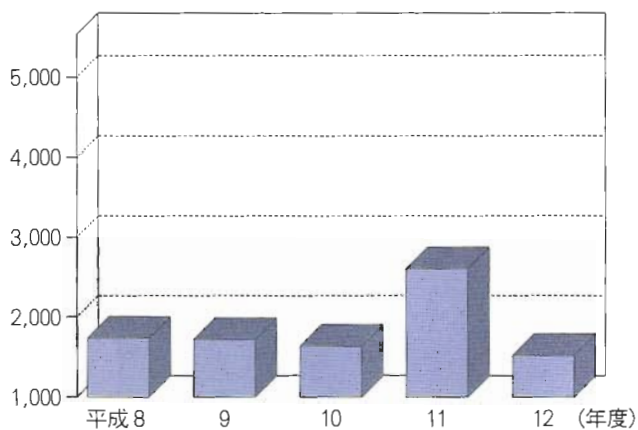
(単位名：百万円)



2 用地取得面積及び登記処理の推移

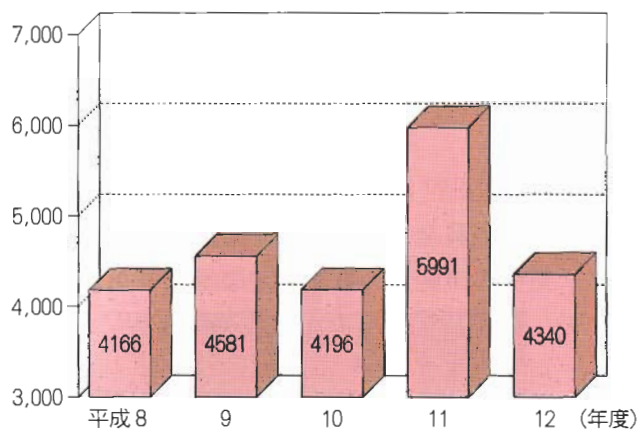
◆用地取得面積の推移

(単位名：千㎡)



◆登記処理の推移

(単位名：筆)



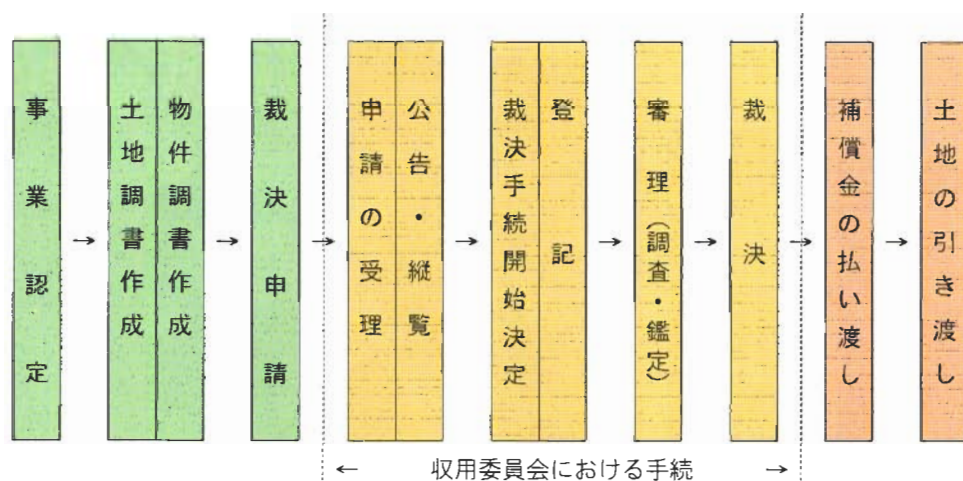
第2節 土 地 収 用

1 土地収用法の手続きの概要

道路、鉄道、河川、公園などの公共の事業のために土地が必要となった場合、通常は、事業の施行者（起業者）が土地所有者と話し合っ、土地売買契約により土地を取得します。しかし、補償金の額などで合意ができなかった場合、起業者は土地収用法の規定に基づいて、収用委員会に対して収用の裁決を申請することができます。

収用委員会では、審理において起業者や土地所有者の主張を聞き、鑑定や調査を行い、収用する土地の範囲、補償金の額などについて裁決します。

この裁決により、補償金の支払いを経て、土地の引き渡しが行われることになりますが、土地の引き渡しが行われない場合は、行政代執行の手続きに移行します。



2 裁決等の状況

収用委員会における裁決等の状況は次のとおりです。

区 分	申請・申立	裁 決	和 解	取 下 げ	繰 越
平成8年度	4	6	0	0	2
9	2	2	0	0	2
10	0	2	0	0	0
11	2	2	0	0	0
12	2	0	0	0	2

3 事業認定について

収用委員会に裁決申請する前段階として、事業認定を受ける必要があります。

処分の機関別の事業認定の状況は次のとおりです。

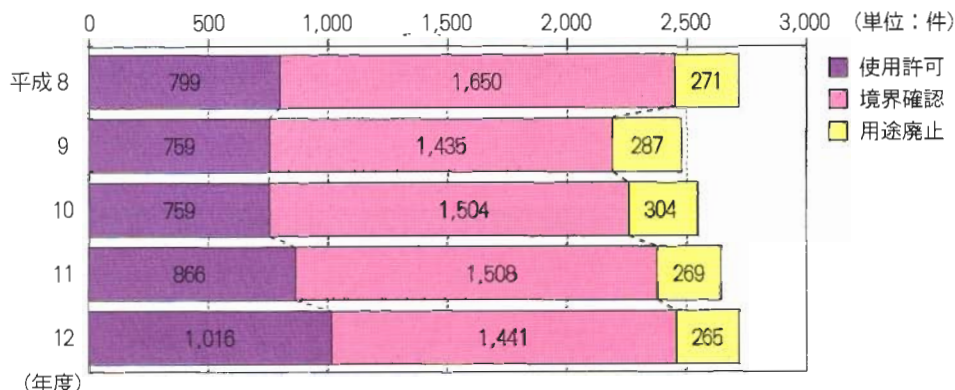
区 分	建 設 大 臣	県 知 事	計
平成8年度	4	19	23
9	2	12	14
10	3	12	15
11	7	14	21
12	1	17	18

第3節 管 理

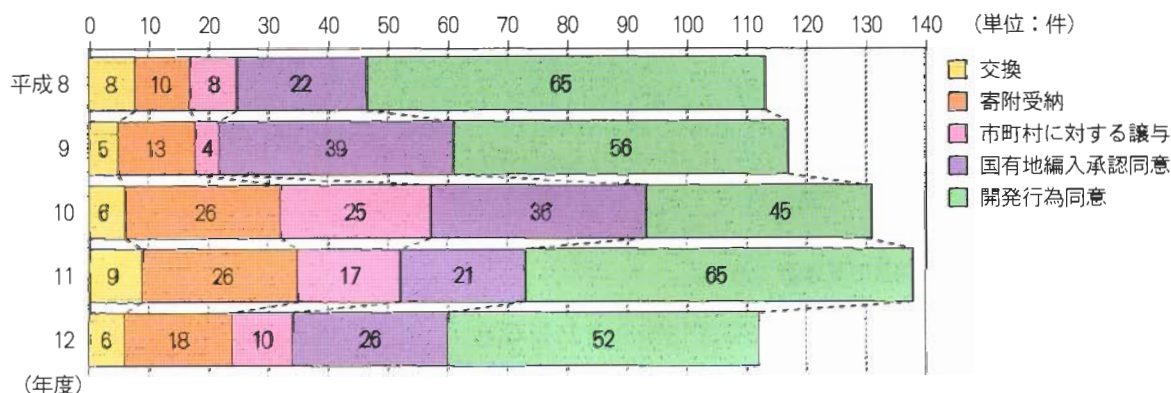
1 法定外公共用財産の管理・処分

法定外公共用財産とは、道路法、河川法等の法令の適用・準用を受けない道路、河川及び池沼等を行い、県は国からの法定受託事務として、これらの財産の管理及び処分を行っています。（平成9年度から、市町村道と準用河川敷地に供されている法定外公共用財産の立入り及び境界確定は、市町村が行っています。）

(1) 使用許可、境界確認、用途廃止件数の推移



(2) 交換、寄附受納、市町村に対する譲与、国有地編入承認同意、開発行為同意件数の推移



2 廃道、廃川敷地の管理・処分

廃道廃川敷地とは、一般国道、県道及び一級河川、二級河川の区域変更等により公共用財産として不用となった旧道路河川敷地を行い、当該敷地の維持・管理をしてきた県は、国から譲与を受けることができるので、その譲与に係る事務を行っています。また、国からの譲与や他課からの引継により県有財産となった廃道廃川敷地を処分する事務も行っています。

(1) 県有財産（廃道廃川敷地）の取得・処分件数の推移

